



TMC情報

Vol. 148

平成29年12月号

発行所：㈱TMC経営支援センター／社会保険労務士法人TMC／㈱TMC給与計算センター／行政書士法人TMC／TMC労働保険組合／TMC司法書士事務所
〒329-3157 栃木県那須塩原市大原間西1丁目10番地6 | URL: <http://www.tmc-jinji.com/>
TEL 0287-67-3023 FAX 0287-67-3024 | MAIL: info@tmc-jinji.com

年末年始休業のお知らせ

本年も大変お世話になりました。今後も、労務リスク対策、法改正対応、人材育成など、様々な情報発信や提案に努めていきたいと思っておりますので、変わらぬご愛顧をよろしくお願い申し上げます。

年末年始は次のとおりお休みとなりますので、ご案内致します。

平成29年12月29日（金）～平成30年1月3日（水）

36協定の監督指導強化

厚生労働省は来年度から36協定未締結事業場に対する改善の徹底を行うことを決定しました。次のような方法で改善が行われる予定です。

①民間事業者を活用した相談指導を実施する。

- ・労働者数10人以上で36協定未締結の事業場に対し、自主点検票を配布し、回答を集約する。
- ・自主点検の結果、指導が必要な事業場や無回答の事業場に対し、改善を求める。

《自主点検票の内容》

- ・36協定の締結状況
- ・労働時間上限の遵守
- ・就業規則の作成
- ・労働条件明示状況 など

②労働基準監督署OBを非常勤職員として採用し、企業への監督指導に当たる。

年末調整の様式変更

平成30年分から、これまでの「給与所得者の保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書」は、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式となる予定です。

改正前	改正後
給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書	給与所得者の保険料控除申告書 ・「給与所得者の配偶者特別控除申告書」との兼用様式を廃止
	給与所得者の配偶者控除等申告書 ・「給与所得者の保険料控除申告書」との兼用様式を廃止 ・「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を改定

所得税法の改正

平成29年度の税制改正により、給与計算における扶養親族等の数の算定方法と配偶者控除・配偶者特別控除の取扱いが変更されました。平成30年分の源泉徴収事務から変更となりますので、ご注意ください。

①扶養親族等の数の算定方法の変更

改正前	改正後
控除対象配偶者ならば扶養1人加算 (配偶者の給与が103万円以下ならば扶養)	源泉控除対象配偶者ならば扶養1人加算 (給与所得者の給与が1120万円以下で 配偶者の給与が150万円以下ならば扶養)

※同一生計配偶者が障害者に該当する場合は、扶養1人扱い

用語	定義
①源泉控除対象配偶者	給与所得者の合計所得金額：900万円以下（給与1120万円以下） 配偶者の合計所得金額：85万円以下（給与150万円以下）
②同一生計配偶者	給与所得者の合計所得金額：制限なし 配偶者の合計所得金額：38万円以下（給与103万円以下）
③控除対象配偶者	給与所得者の合計所得金額：1000万円以下（給与1220万円以下） 配偶者の合計所得金額：38万円以下（給与103万円以下）

②配偶者控除の変更

改正前の控除額	改正後の控除額
一律38万円	給与所得者の合計所得金額に応じて変動 ・900万円以下 → 38万円 ・900万円超 → 26万円 ・950万円超 → 13万円 ・1000万円超 → 配偶者控除なし

③配偶者特別控除の変更

改正前の対象配偶者	改正後の対象配偶者
合計所得金額38万円超76万円未満 (給与：103万円超141万円未満)	合計所得金額38万円超123万円以下 (給与：103万円超201万5999円以下)

※配偶者特別控除額も変更されます。

産業別最低賃金の改定

産業別最低賃金が12月に順次改定されます。賃金額が適正かどうかご注意ください。

	地域別 最低賃金	産業別最低賃金			
		職 種	現 在	改正後	発効日
栃木県	800	塗料製造業	904	923	H29.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	851	869	H29.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	851	869	H29.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	851	869	H29.12.31
		自動車・同附属品製造業	856	875	H29.12.31
		各種商品小売業	817	837	H29.12.31
福島県	748	非鉄金属製造業	831	847	H29.12.16
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	816	832	H29.12.6
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	782	798	H29.11.26
		輸送用機械器具製造業	818	834	H29.12.9
		自動車小売業	815	831	H29.12.9
宮城県	772	鉄鋼業	847	872	H29.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	798	819	H29.12.15
		自動車小売業	815	840	H29.12.15
埼玉県	871	非鉄金属製造業	884	904	H29.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	889	909	H29.12.1
		輸送用機械器具製造業	898	918	H29.12.1
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	897	917	H29.12.1
		各種商品小売業(最低賃金額に変更なし)	849	849	H28.12.1
		自動車小売業	897	916	H29.12.1
岩手県	738	鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業	790	809	H29.12.30
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	774	790	H29.12.30
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	756	775	H29.12.30
		百貨店、総合スーパー	767	780	H29.12.30
		各種商品小売業(百貨店、総合スーパー以外は変更なし)	767	767	H28.12.11
		自動車小売業	800	819	H29.12.30